

# 結城市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組みの方針～



令和元年10月改訂

結城市通学路安全推進会議

## 1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年、平成25年に各小中学校の通学路緊急合同点検を行い42箇所の洗出しを実施し、必要な対策について関係機関で協議・改善を図りました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組みを行うため、関係機関の連携体制を構築し、「結城市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図ります。

## 2 結城市通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、学校教育課長及び指導課長のほか、以下をメンバーとする「結城市通学路安全推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置しました。

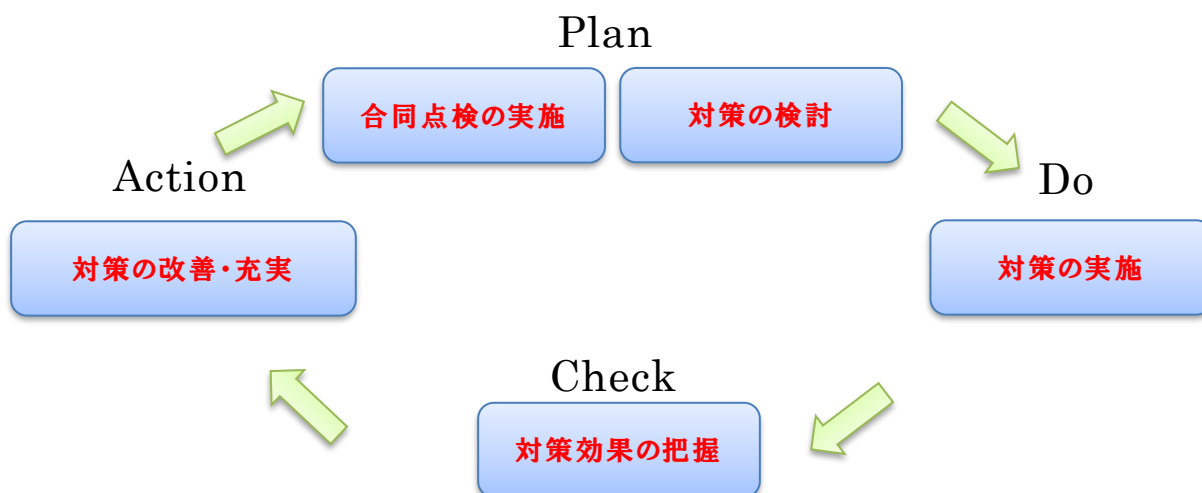
- ・市内各小中学校
- ・結城市校長会
- ・結城市小中学校PTA連絡協議会
- ・結城警察署交通課
- ・茨城県筑西土木事務所
- ・市民生活部防災安全課
- ・都市建設部土木課
- ・指導課
- ・学校教育課

## 3 取組方針

### (1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を図ります。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施することにより、通学路の安全性の向上に努めます。



(2) 定期的な合同点検

市内の小中学校を対象に、下記の日程で毎年合同点検を実施します。

【4月～5月】

- ① 地域、保護者、児童生徒、学校職員等による、危険箇所等の抽出を行います。
- ② 学校は、改善要望書を作成し教育委員会に提出します。

【6月～8月】

- ③ 教育委員会は、要望内容について必要に応じて学校に状況を確認しながら、事前の現地確認を行います。
- ④ 学区ごとに、学校、警察、道路管理者等で合同点検を実施し、危険要因を明らかにします。

区分	危険要因
交通安全	I 道路の構造に関する事
	II 交通安全施設に関する事
	III 利用者のマナーに関する事
	IV その他
防犯	I 道路周辺環境に関する事
	II 不審者発生事案に関する事
	III その他



合同点検実施状況

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとにハード対策、ソフト対策について推進会議の中で検討します。

ハード対策	ソフト対策
ア 道路、歩道の整備・改良	A 通学路の見直し
イ 防護柵の設置（ガードレール、縁石、ポール等）	B 児童生徒への安全教育
ウ 路面標示等の設置（外側線、グリーンベルト等）	C 交通取り締まり、交通安全啓発
エ 標識、看板の設置	D 保護者、地域、学校職員等による街頭指導
オ カーブミラーの設置	E 下草刈り、植栽の剪定
キ 信号機の設置	F 所有者、管理者への改善依頼
ク 水路、側溝の有蓋化・改良	G 防犯パトロール
ケ 街灯、防犯灯の設置	H その他
コ その他	

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果にもとづく、安全対策実施後の箇所について期待した対策効果が得られたか、関係者等に対しアンケートや聴き取り等の手法を用い対策効果の把握に努めます。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の検証・改善・充実を図ります。

(7) 対策箇所図、対策一覧表の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策箇所図」及び「対策一覧表」を作成し、結城市のホームページ等で公表します。



結城市通学路交通安全プログラム  
～通学路の安全確保に関する取組みの方針～

平成26年12月 1日 策定

平成27年 2月 3日 一部改訂

令和 元年10月 1日 一部改訂